

2025 年 6 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則 189 条に基づく開示事項)

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里見 治紀

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミークリエイション株式会社
代表取締役社長 亀田 直樹

セガサミーホールディングス株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の完全子会社であるセガサミークリエイション株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2025 年 2 月 7 日付吸収分割契約に基づき、2025 年 6 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社のゲーミング事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則 189 条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025 年 6 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は会社法第 784 条第 2 項の規定による簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規程による手続の経過

本吸収分割は会社法第 784 条第 2 項の規定による簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

本吸収分割において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 17 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者からの異議の申述はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本吸収分割の差止めの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第 797 条の規定に基づく株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 2 月 17 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者からの異議の申述はありませんでした。なお、吸収分割承継会社について、各別に催告すべき知れている債権者はありません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 6 月 1 日をもって、吸収分割会社の本事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割に関する変更登記をした日

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 6 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上